

平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

下田地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのように行なっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

区内でも広い面積と多くの人口を抱える日吉地区が対象圏域です。日吉駅には東横線・市営地下鉄・目黒線が乗り入れ、地区内に慶応大学・高校・中学や、日大高校・中学などがある「学生の街」でもあります。若い世代の転入も多く、慣れない土地で子育てに不安を感じる親も多いため、それに呼応するように地域の子育て支援の取り組みは活発です。

日吉地区全体としての高齢化率は19%ですが、そもそも分母が大きいので、高齢者人口は13000人を超えます。特に下田包括エリアの高齢化率は23%と区のそれを大きく上回っており、継続した介護予防の取り組みが必要となっています。

地域の担い手の高齢化だけでなく、28年度は自治会等の役員の交代もあり、大きな変化が予想されます。地域福祉保健計画、および、地域ケア連絡会・地域ケア会議・生活支援体制整備事業とさまざまな取り組みにおいて、地域と共に、課題を共有し、解決に向けて歩んでゆく必要があります。27年度の包括レベル地域ケア会議（日吉本町地域ケアプラザと共催）では、地域に対し、この地区で今後「うつと認知症が増える」調査結果を提示しました。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

施設の保守管理および環境維持を定期的・日常的に実施し、公共の財産を良好な状態に維持するよう、適切な管理に努めます。

また、建築物・設備の破損・汚損に対する予防保全に努め、破損・汚損を発見した場合は速やかに回復または保全の措置を行います。

経年劣化への対応として、SOG制御装置や業務用冷凍冷蔵庫の更新を検討しています。

イ 効率的な運営への取組について

業務を不断に見直すことで、ムリ・ムラ・ムダを省いて運営を進めます。その他経費節減のため、業務委託契約等について、規程に基づき、見積り合わせや入札の実施を徹底します。

ウ 苦情受付体制について

法人に苦情解決調整委員会およびその第三者委員が設置されているので、体制としては整っています。今後も、要望・苦情に対し適切に対応するとともに、アンケート等を通じ、利用者の要望等を汲み上げてゆきます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

防犯・防災、その他緊急事態対処のため、マニュアル・チェックリスト等を活用するとともに、定例の内部会議等で随時職員を指導し、意識の喚起に努めます。防災訓練を2回以上実施します。防災備蓄の入れ換え等を、必要に応じて行います。

オ 事故防止への取組について

日々、ヒヤリハットも含めて職員間で情報を共有し、月例の部門別会議や事故防止委員会で復習・対策検討するなどして、事故防止に努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

法令および法人の個人情報保護規程に基づいて適切に対応するとともに、内部の諸会議等の機会を活用して、随時、職員の意識啓発に努めます。

キ 情報公開への取組について

法人・施設広報紙や、運営協議会において、地域への情報公開に努めます。また、介護サービス情報の公表、事業報告・計画の区役所HPでの公表等、所定の制度に対応します。

ク 人権啓発への取組について

指定管理者のとしての公正・中立性、また、福祉に携わる者としての人権意識を高め維持するため、法人倫理規程その他の方針・指針、毎年「利用者アンケート」等を活用し、内部研修を行います。ミーティングや事例検討（ケースに関する情報交換を含む）の場も、自らの姿勢の振り返りの機会とします。

ケ 環境等への配慮及び取組について

横浜市のごみ減量化・資源化の取組みに積極的に対応します。省エネルギーに関しても、当施設の建物には、夜間電力利用や熱交換のシステム、センサー水栓等が設置されているので、それらを適切に活用し、また、日常業務を不断に見直す中でムダを省いてゆきます。

ボランティアの協力で、引き続き、施設緑化に取り組み、そのためのボランティア活動支援に力を注ぎます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

看護師 1
主任ケアマネジャー 1
社会福祉士 1
ケアマネジャー 3（常勤兼務1・非常勤2）

《目標》

サービス利用者が、いつまでにどのような生活行為ができるようになるのか具体的な目標を明確にしつつ、総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、介護予防サービスの提供を確保し、目標達成状況に応じて計画の必要な見直しを行います。

医療サービスとの連携に充分配慮します。また、インフォーマルサービスの情報を積極的に取り入れ、介護予防サービス計画に反映させます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

介護予防支援業務専従のケアマネジャーが、他の職種と連携を取りながら、中心になって進めます。

介護保険サービスに偏らず、インフォーマルサービスの併用をお勧めしています。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
235	235	235	235	235	235
10月	11月	12月	1月	2月	3月
235	235	235	235	235	235

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

介護支援専門員 3人（常勤専従1・常勤兼務2）

《目標》

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標として、居宅サービス計画を作成し、サービスを総合的かつ効率的に提供するための連絡調整を行います。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

ケアマネジャーは全員、資格更新を終えたベテランです。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
95	95	95	95	95	95
10月	11月	12月	1月	2月	3月
95	95	95	95	95	95

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 通所介護
- 送迎・入浴・食事・レクリエーション・リハビリ等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分（サービス提供体制加算Ⅱ・中重度者ケア体制加算を含む）

（要介護1）	758円/回
（要介護2）	886
（要介護3）	1018
（要介護4）	1150
（要介護5）	1281

- 認知症加算1割負担分 65円/回
- 入浴加算1割負担分 54円/回

- 食費負担 750円/食

- 通常の事業実施地域を越えて送迎を行う場合の交通費

越えて1km（道程）まで片道	100円
2kmまで	200円
4kmまで	300円
4km超	400円

- 特別な行事等に係る経費については、事前に説明した上で、希望者にご負担いただきます。

《事業実施日数》 週7日

《提供時間》 9：15～16：20

《職員体制》

生活相談員兼介護職員	5人	看護職員	4人
介護職員	18人	運転手	7人

《目標》

利用者が自立した日常生活を営むことおよび利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その能力に応じて、入浴・排泄・食事等の介護等を行うとともに、機能訓練を実施します。また、利用者の家族に対し、必要に応じて、介護方法等について助言します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

和やかでのんびりした雰囲気です。楽しみながら長く通っていただくことが、要介護状態の維持（悪化防止）につながると考えています。

季節の行事や、寿司バイキング・松花堂弁当等の特別メニューをご提供します。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
790	820	790	820	820	790
10月	11月	12月	1月	2月	3月
820	790	740	740	740	820

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護予防通所介護
- 送迎・入浴・食事・レクリエーション・リハビリ等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 基本料 1 割負担分（サービス提供体制加算Ⅱを含む）
（要支援 1） 1 7 9 2 円 / 月
（要支援 2） 3 6 7 2
- 運動器機能向上加算 1 割負担分 2 4 2 円 / 月
- 食費負担 7 5 0 円 / 食
- 通常の事業実施地域を越えて送迎を行う場合の交通費

越えて 1 k m（道程）まで片道	1 0 0 円
2 k m まで	2 0 0 円
4 k m まで	3 0 0 円
4 k m 超	4 0 0 円

- 特別な行事等に係る経費については、事前に説明した上で、希望者にご負担いただきます。

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9 : 1 5 ~ 1 6 : 2 0

《職員体制》

生活相談員兼介護職員 5 人 看護職員 4 人
介護職員 1 8 人 運転手 7 人

《目標》

利用者が自立した日常生活を営むことおよび利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その能力に応じて、入浴・排泄・食事等の介護等を行うとともに、機能訓練を実施します。また、利用者の家族に対し、必要に応じて、介護方法等について助言します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

和やかでのんびりした雰囲気です。楽しみながら長く通っていただくことが、要支援状態の維持改善につながると考えています。
季節の行事や、寿司バイキング・松花堂弁当等の特別メニューをご提供します。

《利用者目標（契約者数）》

【単位：人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
10	10	10	10	10	10
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
10	10	10	10	10	10

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

高齢分野については、包括エリアの民児協の定例会に定期的に参加し、民生委員が担当している方で心配な事があれば、適宜情報交換を行えています。

包括職員不在の際には適宜事務所内で情報の引き継ぎが行われるようにします。

子育て分野については、区域及び日吉地区内の地域子育て支援関係者で情報交換を行い、その上でケアプラザの機能を周知します。また、「すてっぷ」等自主事業等を開催し、交流を促す支援をし、相談があった際には適切な機関につなげます。

障がい分野については、区域及び区内のケアプラザによる共催事業を通じて顔の見える関係を構築しており、適宜引き継ぐ体制を整えています。

自主事業、および、外部の会合等に呼ばれた際には、その都度ケアプラザ機能の紹介をしています。

より多くの方に機能や事業を知って頂くために医院や薬局、金融機関等の協力のもと「下田地域ケアプラザPRボックス」事業を継続します。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

地域活動交流・地域包括支援センター共催の自主事業を開催し、同じ目線で参加者やボランティアへの対応をしています。また、包括の会議にコーディネーターが参加し、地域の動きを情報提供したり、対応必要なケースの共有をしたりということが常に行われています。

地域で少しずつサロンが立ち上がってきていますが、運営に苦慮している状況をコーディネーターが把握した場合は、包括に参加協力を要請します。サロン運営支援を引き続き両者で行います。

地域活動交流が主催している精神障がいサロンでは、当事者家族の高齢化が顕著です。今後の相談の引き継ぎを念頭に、適宜包括支援センター職員の参加を要請していきます。

3 職員体制・育成

年度当初の1ヶ月間、地域包括支援センターの社会福祉士が欠員となりますが、5月以降は下記のとおり配置です。

●所長：常勤1

●地域活動交流：常勤1（コーディネーター）
非常勤4（サブコーディネーター）

●生活支援体制整備：常勤1（コーディネーター）

●地域包括支援センター：

常勤4（社会福祉士・看護師・主任ケアマネジャー・ケアマネジャー（兼務））
非常勤2（ケアマネジャー）

●通所介護：常勤5（生活相談員兼介護職員）
非常勤30程度（看護・介護・運転）

* 厨房は委託

●居宅介護支援：常勤3（ケアマネジャー うち2名兼務）

●事務：常勤1・非常勤1

外部研修に積極的に派遣し、報告書等で共有します。また、各事業部門が同法人の他ケアプラザとの定例連絡会議を持っており、それらが自分たちのための研修を企

画・実施します。

法人の倫理規程や市共通「利用者アンケート」等の読み合わせを通して、公正・中立の意識と実践を確保します。

4 地域福祉のネットワーク構築

地域福祉保健計画推進の柱となる日吉地区社会福祉協議会に集う各種団体の会議に積極的に参加し、適宜情報提供を行います。具体的には、各町地域ケア連絡会、民生委員児童委員協議会定例会、子育てに関しては日吉キッズステーション等です。

また、事業を通じて、地域活動ホームや生活支援センターとも顔の見える関係を継続していきます。

5 区行政との協働

第3期地域福祉保健計画について、日吉地区計画「防災から考える福祉」を推進できるよう、区・区社協と共に支援します。

情報ラウンジに体重計および血圧計を設置。ウォーキング手帳を配布するなど「ウォーキングから始まる健康づくり」を推進します。

「こうほく☆なつとも（障がい児余暇支援事業）」「パパの育児教室」等を区と共催します。

元気づくりステーションの継続的運営を支援します。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

先述の地域福祉ネットワークを通じて、最新の情報把握に努めます。

ケアプラザ事業の参加者や貸館利用団体からのヒアリングで現状の把握に努めます。

広報紙を昨年10月からカラー印刷に切り替え、視覚的に情報発信力が向上しました。今年度も継続します。

広報紙は、現行どおり、毎月平均3800部発行し、自治会町内会の班回覧や、関係機関窓口での配布、ケアプラザ独自のPRボックスを活用して地域の方々に見ていただく工夫を続けます。

ケアプラザのブログを定期的に更新して、若い世代の方が情報を受け取っていただけるようにします。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

地区内での定期的な地域福祉保健活動を行う諸団体には、より優先的に貸館確保を行います。

既に貸館を利用している団体が福祉保健活動をしている実感が持てるよう、貸館利用団体と共催できる企画を継続実施します。

より多くの団体にお部屋を利用していただけるよう、3ヶ月分の貸館カレンダーを館内に掲示します。

毎月1回貸館予約会を実施することにより、利用希望日が重複する団体がスムーズに利用できるよう調整します。

3 自主企画事業

高齢者の「通いの場」として、ミニデイサービスと食事会を継続実施します。

介護予防の必要性の啓発及び予防の実践の講座を定期的で開催し、お元気高齢者を増やします。

自治会や、マンションの管理組合、ボランティア会からの講師依頼を積極的にお受けします。

子育てサロンおよび親子教室・パパ向け講座を実施して、育児歴の浅い親とその子が仲間づくりできる環境を提供します。

障がい児者に関しては、他のケアプラザと共催事業を実施していきます。

引き続き、精神障がいサロンを港北区生活支援センターと共催します。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

新規のボランティア希望者の相談について随時対応して、適切な活動の場へのコーディネートを実施します。

旧くから組織的に活動している日吉地区社会福祉協議会ボランティア連絡会の定例会に参加し、情報提供等を通じて人材確保・育成活動を支援します。

地域人材をボランティア活動に結びつける為、定期的なボランティア活動の呼びかけを行います。

ケアプラザ事業等に参加して下さっているボランティアの方々の交流及びモチベーションの継続を目的に、年に1度、ボランティア懇談会を実施します。

近隣の小中学校とデイサービスとの交流を通じてボランティア体験を促します。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

高齢者に関する様々な相談を受けとめ、相談票の作成・共有、職員間の随時の情報交換を通して、相談内容を的確に把握します。

相談内容に応じて、介護保険制度だけでなく、虐待対応から地域のサロンまで、幅広い支援・取り組みにつなげます。

相談のデータベース入力を継続するとともに、区職員との定例カンファレンスや地区民児協定例会での情報交換も利用して、次回フォロー時期を逃さないよう留意した支援を行います。

地域包括支援ネットワークの構築

区・区社協はもちろん、民児協・ボランティア会・老人会（友愛）・保活とも、定例会への参加を含め、連携関係ができています。「地域ケア連絡会」の活動を支援することで、さらに幅広く、自治会町内会・NPOや任意団体とも関係が深まっています。地域諸団体の会合（たとえば総会）に招かれた時や、自主事業（一般向け講座等）の冒頭では、地域包括支援センターの機能について説明し、周知を図っています。

医療機関やサービス事業者とは、ふだんの相談業務の中や、区域でのネットワーク構築の取り組みを通じて、関係を作り上げています。「個別ケース地域ケア会議」においては、これらに警察（交番）も加わります。

「包括レベル地域ケア会議」では、上記の諸活動主体にさらに、消防・中学校・商店会・成年後見受任者・「介護を考えるぶどうの会」を加え、地区の課題を共有し、今後の取り組みについて合意を得てあります。取り組みの具体的推進が今年度の目標ですが、それ以上に、ふだんの個別の相談支援業務にこのネットワークが活かせることが、担当圏域の福祉にとって大きな利点です。

今まで構築してきた地域包括支援ネットワークを維持継続し、具体的な協働を通じてさらに深化させます。

実態把握

ひっとプラン港北の地区計画や「地域診断シート」・「地域アセスメントシート」・『港北グラフィック』等で、担当圏域の現況を把握します。

また、当施設独自あるいは区域ケアプラザ共同作成の各種社会資源リストを活用します。

相談のデータベース入力を継続して、相談者属性や内容等の把握に努めるとともに、相談内容や地域での課題についても傾向を分析し、資源開発や地域啓発の根拠としてゆきます。

「ひとり暮らし高齢者見守り事業」が、未把握の方を把握する機会となっています。今年度も、区役所・民生委員と連携して、地域の高齢者の実態把握と情報共有・継続的フォローを行います。

2 権利擁護

権利擁護

ベテラン職員の知見を活かし、また、新人職員を積極的に研修することにより、成年後見・権利擁護・消費者保護の諸制度・機関を、相談対応に的確に活かします。

成年後見の区長申立の必要性がある事例は適切に区と協働します。親族申立の場合も、ご本人の権利と利益を守る観点から、申立手続きや後見人の選び方（の考え方）について助言します。区主催の成年後見サポートネットに参加し他専門職と顔の見える関係を維持することで、後見が必要なケースが順調に手続や支援につながっていくよう、対応の質を確保します。

昨年度に引き続き、区域で、行政書士会と協働した「成年後見啓発事業」を実施します。当ケアプラザは3月に個別相談会を開催する予定です。

悪徳商法・振り込め詐欺被害等については、地域との会合や専門職との連絡会の場等で、最近の被害情報や対応方法を共有し、必要に応じて消費生活総合センターへの相談を勧める等助言を行います。

高齢者虐待

発見者が安心して相談機関に通報できる環境づくりに取り組みます。掲示物やパンフレットでの啓発を継続し、地域の関係団体の会議等で、虐待の相談事例など情報提供を行い「身近に起こり得るもの」としての理解や通報時の連携など協力を求めています。

相談対応については、区と支援の方向性を共有し、区との役割分担に基づき対応して、適切な支援につなげます。同行訪問やカンファレンス開催、家族面談の支援、見守りと評価の継続など、引き続き区役所やケアマネジャー・介護サービス事業所等と連携して対応していきます。

港北区高齢者虐待防止事業に区役所や区内地域包括支援センターと共に参画します。「高齢者虐待防止事業ハンドブック」を用いた研修会の開催等、地域住民・ケアマネジャー・介護サービス事業所・福祉保健関係者への啓発を継続します。

ピアカウンセリングや介護情報の共有等、介護者支援（を通じた虐待防止）を目的に、「介護者のつどい」を毎月開催します。

認知症

認知症の正しい理解の促進のため、普及啓発等の取り組みを積極的に行います。今年度は初めて、日吉台西中学校の演劇部に“認知症寸劇”上演を依頼しており、サポーター養成講座の若い親世代への波及を狙います。

認知症の人と家族が安心して暮らせるように、ネットワークの構築に努めます。とりわけ、個別ケース地域ケア会議等において、近隣の見守り者と遠方の家族をつなげ、在宅生活の限界点を上げることを大切にします。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

日々の相談の中では、介護保険の情報だけでなく、介護予防の情報や地域資源の情報を提供するとともに、自分で必要な情報を選び取って自分らしく生活できるように支援をします。

サービス利用については、誰もが等しくサービスを利用できるように、情報の共有をしていきます。

介護保険のサービス未利用者や、配偶者を亡くした方には、不定期ではありますが連絡を取りながら、ADLの低下を早期把握するとともに、介護予防の情報や地域の活動の紹介をし、地域の中で自分らしく生活を送れるように支援をします。閉じこもりの予防や自己効力感の向上を目指します。

委託ケースについては、担当ケアマネジャーと毎月情報交換を行いながら、状況の把握に努めます。

介護予防支援業務については、研修に参加するとともに、主任ケアマネジャーと連携して内容を検討し、勉強会を開催します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

地域の関係会議（民生委員児童民生委員協議会・地区社協福祉ボランティア部会・地域ケア連絡会等）、イベント（高齢者食事会・お茶のみサロン等）に地域包括支援センター・地域交流部門の担当者と連携して参加し、制度・事業の情報提供や地域の課題についての意見交換を行います。

関係団体（自治会・町内会・ボランティア会・サークル等）からの要望に応じて「ミニ講座（講師の派遣・調整の協力）」や「地域包括支援センター職員・地域のケアマネジャーとの意見交換」を積極的に行います。

地域の情報収集・発信の取り組みとして、区内地域包括支援センター合同で、「港北区内インフォーマル情報」冊子を更新・発行し、区内の居宅介護支援事業所に配布したり、相談窓口でも活用していきます。

医療・介護の連携推進支援

区内地域包括支援センター合同で、「港北区高齢者支援ネットワーク」への参画を継続していきます。「顔の見える、連携しやすい関係の構築」から「どのような社会資源や条件があれば望み通り地域で暮らすことが出来るのか」が課題に挙がる等取り組みも進んでいます。今年度もグループワーク等を通して課題の発見・共有を目標に研修会を3回開催する予定です。

単独での取り組みとして、ケアプラザ協力医による「医療連携支援事業」を継続し、地域のケアマネジャーからの相談に対応してまいります。

ケアマネジャー支援

ケアマネジャーからの相談は随時対応します。支援困難事例への対応等、必要に応じて区役所の地区担当職員と連携し、相談対応や同行訪問、カンファレンスの開催・出席等協力して行います。制度情報の問合せについては市の通知やリーフレット等文書で回答できるように情報収集に努めます。また、区内地域包括支援センター合同で編集・発行する「インフォーマル情報」「通所事業所アピールシート」「訪問看護アピールシート」等地域情報の収集・提供を行います。

他に、ケアマネジャー向けに「地域ケアカンファレンス」事業を継続し、ケアマネジメント業務に必要な知識・技術の向上、多職種での連携支援を目指した研修等を行います。（区内地域包括支援センター合同で6月・10月・2月に開催予定。ガンバ港北共催で、1月または3月頃事例検討会を行う予定）。

経験年数1年未満のケアマネジャーを対象にした「新任ケアマネジャー研修会・懇談会」を今年度も区内地域包括支援センター合同で年度内に2回行う予定です。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

「港北区高齢者支援ネットワーク（参加団体：区役所・医師会・歯科医師会・薬剤師会・港北区事業者連絡会ガンバ港北・港北区訪問看護連絡会・区内地域包括支援センター）」の活動を通じて、介護・医療・行政の現場での課題を話し合い、連携推進に向けた取り組みを行います。昨年は「終末期の医療と介護」をテーマでしたが、今年度は関連する「誤嚥性肺炎について」を筆頭に、3回の研修を行う予定です。

また、港北区事業所連絡会「ガンバ港北」との連携を継続して行います。役員会および定例会に区主任ケアマネジャー連絡会より担当者を派遣し、合同の研修を行っていく予定です。

介護予防事業

介護予防事業

地域資源を活用して、取り組みやすい介護予防の情報を提供します。また、地域に住んでいる方々の状態を地域交流やケアマネジャーとともに、情報交換をしながら状態把握に努めます。

CP利用者等からの希望を聞きながら、必要な講座を開催し、介護予防のきっかけ作り・生きがいづくりに取り組みます。

地域の自治会や老人会などと連携を取りながら、地域の中で介護予防の取り組みが広がるよう、必要な情報を提供していきます。また、既存のグループの自主活動が継続できるよう、運営に必要な情報や内容等を共に考えていきます。

元気づくりステーションについて、区役所と連携を取り、運営がメンバーの過重負担にならないように、支援をこれからもしていきます。

認知症の人でも安心して暮らせる町になるように、正しい知識・情報を提供しながら、資源づくりを様々な年代の方たちと一緒に考えます。

その他

平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名: 下田地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	生活支援
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料等収入	15,724	23,181	151					5,789
	介護保険収入				11,250	14,910	68,400	17,100	
	その他								
	利用料						7,600	1,900	
	利用者食事代						5,800	1,460	
	認定調査委託料					190			
	雑収入等						2,200		
	収入合計(A)	15,724	23,181	151	11,250	15,100	104,460		5,789
支出	人件費	11,227	21,164		8,000	14,000	67,529		5,480
	事務費	1,270	1,200		470	1,310	6,344		
	事業費	428	38	151			9,085		309
	管理費	5,680	1,510				14,760		
	その他								
	消費税	898							
	運営協議会	42							
	協力医		630						
	修繕費	474	126						
	介護予防委託料				3,300				
	支出合計(B)	20,019	24,668	151	11,770	15,310	97,718		5,789
	収支 (A) - (B)	-4,295	-1,487	0	-520	-210	6,742		0

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同様に記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。